

建築工事 足場設置の届出が遅れた

事例の概要

外壁改修の工事で、現地の実作業を積上げて工期設定を行いました。工事に着手し労働基準監督署あてに足場設置の届出を行ったところ、規定の届出期間（工事開始の30日前）を確保すると足場の設置時期が計画工程よりも遅れてしまう状況となりました。現場着手の時期が遅延するとともに、監督署から注意を受けてしまいました。

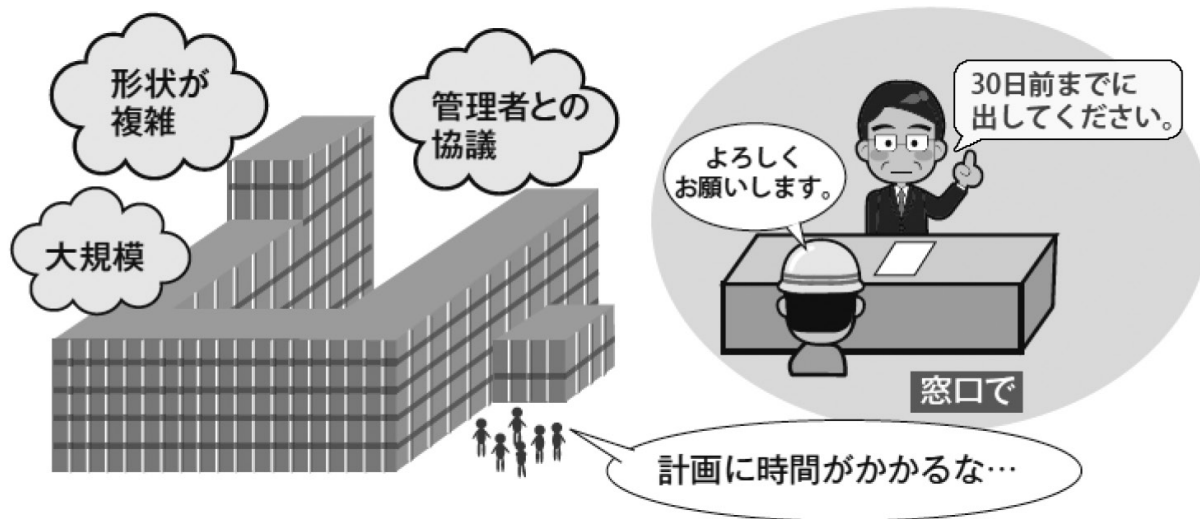
原因

工事実施にあたり、様々な届出や協議事項

があり、それに要する期間や手順などを適正な工期に設定していなかったことに原因があります。

対応策と教訓

- ①規定の準備期間を確保した手続きを行い、契約工期は延長しました。
- ②工事着手前に関係機関協議や届出を要するものは少なくありません。実際の工事作業工程以外に、どのような手続きを要するのか事前に把握し、適正な工期設定を行うようにしましょう。



参考：労働安全衛生法第88条第1項および第2項、安全衛生規則第86条。第88条の規定により、足場の高さが10m以上で組立から解体までが60日以上の場合、設置工事開始の30日前までに所轄の労働基準監督署長に届けなければなりません。